

かほく市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、かほく市ホームページ広告掲載取扱要綱(平成19年かほく市告示第131号。以下「要綱」という。)に基づき、広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広報掲載の範囲)

第2条 要綱第2条第6号に規定するホームページに掲載する広告として適当でないとして認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) 靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 消費者金融の広告
- (6) 特殊な結社団体の広告
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で「風俗営業」と規定される業種の広告
- (8) 公営競技に関する広告
- (9) 興信所等の広告
- (10) 法規に触れる危険物の販売広告
- (11) 危険を伴う民間療法の広告
- (12) 法律で禁止されている商品や無許可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供する広告
- (13) 他をひぼう、中傷又は排斥する広告
- (14) 人権を害するおそれがある広告
- (15) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
- (16) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- (17) 社会的に不適切な広告
- (18) 国内世論が大きく分かれている広告
- (19) その他市長が掲載を不相当と認める広告

(広告の掲載数)

第3条 かほく市ホームページのトップページにおける広告掲載数は、15枠以内とする。

2 要綱第3条の規定に基づき、掲載順に上から掲載することとし、空きが出た場合は、上につめるものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 要綱第4条に定める広告の掲載は、掲載期間の初日の午前9時から開始し、最終日の午後5時に終了するものとする。

(広告原稿の提出)

第5条 広告の原稿は、市が指定する期日までに電子媒体又は電子メールにより提出するものとする。

(広告掲載料の返還)

第6条 要綱第15条に規定する広告掲載料の返還金額は、別表のとおりとする。

附則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	返還する金額
当該月中の不掲載の時間が3時間以上24時間未満のとき	150円
当該月中の不掲載の時間が24時間以上とき ただし、30日を限度とする。	150円×日数

